

## ★ 学校事故事件の人権救済申し立て

	事件事故 発生年月日	分類	事件事故概要	調査委員会の設置・依頼	調査委員	結果
1	1986/2/22	自殺	大阪府大阪市の市立橘小学校の田村勤也君(小6・12)が自殺。 ノートに「この世の中何にもぼくは、のぞむことは、なかった。毎日いやなことばかりだった。」などと書いてあった。	遺族は、「自殺前に激しいいじめを受けていたのに、学校側は実態の解明や防止を怠っていた」として、大阪弁護士会に人権救済の申し立て。  学校は弁護士会の調査に一切応じず、事情聴取も拒否。		弁護士会は、一人の教師とPTA役員との事情聴取と学校の拒否をもって、いじめを認定し、学校の対応すべき課題に不十分な点があると <b>勧告</b> 。
2	1989/10/2	自殺	岡山県浅口郡の鴨方町立中学校の北村英士君(中3・15)が、校内で自殺。部屋から「ふくろたたきにあいそうだ」「殺される」などのメモを発見。同級生グループから、名前をもじって「エイズ」と呼ばれたり、暴行や金銭要求を受けていた。	法務局の人権擁護委員会に申し立て。		1991/3/7 岡山地方法務局は中学校に対し、「いじめが自殺の原因だとは特定できないが、いじめ防止に教育的配慮が足りなかった」として、 <b>口頭で説示処分</b> 。  1994/11/30 岡山法務局は中学校に対し、反省と善処を求める <b>「説示」文書</b> 。
3	1994/10/29	自殺	鹿児島県出水市立米ノ津中学校の船島洋一くん(中3・14)が、自宅の庭の木で首吊り自殺。 担任教師にいじめられていると相談したが、いじめがあったかどうかをクラスでアンケートをとった結果、何も出てこなかったため、担任はみんなの前で洋一くんに謝らせて	1995/12/ 両親は人権擁護委員に対し、「学校側がいじめに気付かず、調査依頼についても誠意ある回答が得られない」と相談。 鹿児島地方法務局は、学校からの聞き取り調査を実施。		1996/3/ 鹿児島地方法務局は、学校からの聞き取り調査の結果、①友人に50円とられた、②別の友人にゲームセンターで頭や背中をこづかれた、などの事実を確認した。しかし、両親側が行ったアンケートで出た「ぞうきんなどを投げられた」「おぼんやほうきで頭やおしりを打たれた」などの状況は確認できなかったという。 いじめらしきものはあったとしたが、「(自殺が)学校の対応不十分さに起因するとまでは

			いた。			認められず、人権侵犯として取り扱わない」と、両親に口頭で通知。学校に対し、 <b>口頭での通知</b> と再発防止に努めるよう要請した。
4	1995/11/	わいせつ行為	大阪府の府立高校で、女子生徒(高2)が、数学と進学指導担当の男性教師に「勉強をみていくうえで腹を割って話したい」と言われ、休日のドライブ中に胸を触られたり、キスなどされる。 1995-1996年 同級生の女子生徒も同教師から腰に手を回されたり、手を握られたりした。 他にも3人の女子生徒が被害を訴える。	1998/6/ 元女子生徒2人(19)と当時の担任教師ら2人が、男性教師(53)から体を触られるなどのセクシャルハラスメントを受けたと府教委に訴えたにもかかわらず適切な対応がとられなかったとして、大阪弁護士会に人権救済の申し立て。		1999/5/ 弁護士会は、男性教師が全く調査に応じないことをもって生徒の訴えを認めたものとし、セクシャルハラスメントを認定。 「成長過程にある女子生徒の多感な感性を著しく傷つけた」として、男性教師に深く反省して同様の行為を繰り返さないように警告。 府教委にも、教師に対する処分のほか、再発防止策と救済制度の確立を文書で <b>勧告</b> 。
5	1995/11/27	自殺	新潟県上越市の春日中学校の伊藤準(ひさし)君(中1・13)が、自宅で自殺。「生きているのがこわいのです。あいつらは僕の人生そのものをうばっていきました」と書いた遺書があった。	新潟法務局人権擁護課や県子どもの人権専門委員らが、職権で調査に乗りだす。 学校関係者ら15人に任意で事情を聴取。	県子どもの人権専門委員ら	準くんに対するいじめを発見できなかったこと、他のいじめに対する原因・動機の分析や全体的把握が不十分であったと、春日中学校の責任に言及する内容の <b>勧告</b> 。  勧告書の内容はプライバシーに関する部分が多く、公表できないとした。
6	1998/7/25	自殺	神奈川県横浜市港南区で、神奈川県立野庭高校の小森香澄さん(高1・15)が、吹奏楽部でのいじめを苦に自宅で自殺を図る。(7/27死亡)	1998/11/10 両親が、いじめについて、人権擁護委員会に人権救済の申し立て。  人権擁護委員会は、生徒たちから直接話を聞くことはしていない。		2001/1/15 A4用紙で4枚。 2年2カ月後、横浜弁護士会は同高校に「人権侵害に当たる」とする「 <b>警告書</b> 」を出した。 香澄さんの死の原因について、「吹奏楽部の体質」「香澄さんの技術の未熟さ」「母親の対応の甘さ」などの記載が多くなされていた。

7	1997/4/9- 1998/10/	いじめ 転校	長野県木島平村の村立木島平中学校で、村外からただ一人の入学者で、日本人とアメリカ人の混血である男子生徒が、入学式の数日後から約1年半にわたって暴行などのいじめを受け、転校を余儀なくされる。	1998/8/31 両親が長野弁護士会に人権侵害救済の申し立て。		1999/11/ 約1年間の調査を経て、長野県弁護士会は長野県教委宛と木島平村宛に「改善要望書」を送る。 1999/12/ 定例村議会で村長が、根底にいじめに繋がるものがあると認める。 一方、女性議員が議会の討議で、「長野県弁護士会等の第三者機関がいじめと認めたのなら、どうしても受け入れなくてはならないのがおかしい」と、要望書に疑問をぶつける。
8	2005/4/13	自殺	山口県下関市の市立川中中学校で、放課後の吹奏楽部の練習に遅れ、別の女子生徒ことがめられた後、姿が見えなくなった安部直美さん(中3・14)が、学校で自殺。	2005/6/ 山口地方法務局は、直美さんの自殺から2か月後、自ら調査を開始。 遺族には、被害者本人ではなく、調査対象でもなかったため、結果を知らせなかった。 自殺の約4カ月後に学校関係者や生徒ら延べ11人から聴取。 2007/5/ 遺族が新聞報道で、人権侵害事件と認定されたことを知る。 2007/7/11 遺族の情報開示請求に対し、調査で把握した情報を、第三者にかかわる個所などを黒塗りにしたうえで部分開示。ただし半分以上が黒塗りで、具体的にどないいじめがあったか読み取れない。		2006/4/ 約80頁 法務局は、直美さんが入学直後からいじめを受け続けていたことを確認。「多くの教諭が把握しながら特段の措置を取らなかった」として、教師らの「放置」を人権侵犯事件と認定。 学校長と下関市教育委員長に対し、再発防止を求める要請措置を行った。
9	2006/11/12	自殺	埼玉県本庄市の市立本庄東中学校の男子生徒(中3・14)が、別クラスの生徒らに金銭要求されたことなどを苦に、自宅敷	遺族が、さいたま地方法務局に申し立て。 申告を受け、関係者から聞き取り調査を実施。		2008/3/25 「いじめへの対応について(啓発)」とする1枚の文書を校長に手渡す。 法務局は、同級生による度重なる金銭要求が人権侵犯事実と認定。

			<p>地内で自殺。 11/6 男子生徒は友人3人と一緒に、「さわやか相談室」の女性相談員に、「今月に入ってから別のクラスの生徒らに『500 円を返せ』『利子がつくので2万円返せ』と要求されている」「2年生の時も金をとられた」と相談していた。</p>			<p>中学校に、再発防止を求める「啓発」を行った。 法務局は、「学校長はいじめの早期発見と解消のため、速やかに適切な措置をとる義務がある」と指摘。 ①いじめ防止への取り組み体制の強化。 ②教職員への指導を徹底。 ③生徒への人権教育の徹底。 などを求めた。 一方、金銭要求と自殺との関連性については「確認できず、不明」と結論。</p>
10	2006/11/22	自殺	<p>山形県高畠町の県立高畠高校で、渋谷美穂さん(高2・16)が、渡り廊下の屋根から飛び降り自殺。携帯電話に実名で書かれた生徒5人以外の同級生に対し、「これで満足？ もう、ワキが臭くも、おなら臭くもないもんね。皆が言った暴言、痛かった。いつも泣きたかった」等と残していた。</p>	<p>遺族が、利害関係のない第三者機関の設置を求めるが、県教委は、「強制力を伴う機関の設置は法治国家の中で困難」とした。  遺族は法務局に、人権侵害の申し立て。</p>		<p>2007/12/22 法務局は、「調査の結果、人権侵犯の事実の有無を確認することはできなかった」として、「侵犯事実不明確」の決定。 同時に学校には、同種の事故の再発防止や人権教育の一層の推進を求める「啓発」を口頭で行った。</p>
11	2007/6/8	自殺	<p>大阪府茨木市の追手門(おうてもん)学院大学の在日インド人の男子大学生(大3・20)が自殺。 遺書には「学校で受け続けたイジメ(略) 僕はもう限界です。僕には居場所がありません」などと記されていた。 2008/ 約1年後、父親</p>	<p>遺族はゼミ担当教授らに、自殺原因とみられるいじめの調査を依頼し、同教授が再三にわたり、大学側に早期の調査と原因究明を求めたが、大学側は「調査対象の学生の親から苦情が出る」などとして調査をせず、3年以上放置。 2010/8/ 遺族が大阪弁護士会に人権救済の申し立て。</p>		

			が同じ場所で自殺		
12	2008/10/	いじめ 転校	兵庫県宝塚市の小学校の男子児童(小5)が同級生からいやがらせなどのいじめを受けて不登校になり、転校。	家族が、学校などの調査が不十分だったとして、県弁護士会人権擁護委員会に人権救済の申し立てをした。	2012/8/ 県弁護士会人権擁護委員会は、問題点を検証し、検証結果を保護者に報告するよう、宝塚市教委に <b>勧告書を送付</b> 。勧告を受けた市教委は、職員8人による検討委員会を設置。当時の教諭ら学校関係者から事情を聞くなど計 31 回の会合を開き、検証。 2013/4/ 「学校は当時、有効な調査を行っており、学校と市教委の対応は適切だった」とする報告書を保護者に渡した。
13	2010/6/7	自殺	新潟県の県立阿賀野高校の女子生徒(高3)が自殺。ごみ箱から「なぜ私はくさいのですか。なぜ私はみんなと違うのですか。どうして私は嫌われるのですか。私は来週死にます」と書いたメモが見つかった。	学校側が「調査の結果、いじめはなかった」と結論づけたことに納得がいかず、遺族が県弁護士会に人権侵害の申し立てを行った。	2013/3/25 新潟県弁護士会は、両親の人権侵害の申し立てに対して、「いじめと自殺の因果関係は不明」としながらも、「あだ名の命名や流布、体臭の指摘はいじめに当たる」として、いじめがあったことを認め、再発防止に取り組むよう求める <b>勧告書</b> を出した。

※法務局や弁護士会への人権救済の申し立ては、ここに書いているもの以外にもたくさんあると思われます。

学校や教委がきちんと調査してくれない、あるいは調査結果に不満がある場合に、訴訟を起こさずに事実調査をしてもらえる数少ない機会です。

しかし、調査委員の氏名が公開されない、子どもに聴き取りをしない、進捗状況がわからない、数年がかりの調査であっても、きわめて簡単な内容の報告書だったり、ほとんどが黒塗りにされていて調査の内容がわからないなど、被害者の知る権利を保証してくれるものではありません。

そして、出た結論についても、強制力がないため、聞く耳をもたない相手に対してはほとんど効力がありません。

もっと被害者のニーズに寄り添った制度になることを期待します。

NPO 法人ジェントルハートプロジェクト 理事 武田さち子